



沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 自衛官及び自衛官候補生の募集（市町村課）…………… 1
- 知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第3条の規定により、電子
情報処理組織を使用して行わせ、又は行うこととする手続等（自然保護課）…………… 2
- 知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第4条第4項ただし書の規
定により、電子署名を要しない申請等の指定（自然保護課）…………… 2
- 土地改良区の清算人の退任の届出（村づくり計画課）…………… 2
- 公共測量の実施の通知（農地農村整備課）…………… 3
- 森林病虫害等防除法に基づく命令の内容の公表・3件（森林管理課）…………… 3
- 公金の収納に関する事務の委託（水産課）…………… 5
- 県道の供用の開始（道路管理課）…………… 5
- 公共測量の実施の通知（都市計画・モノレール課）…………… 6

公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出（中小企業支援課）…………… 6
- 開発行為に関する工事の完了・11件（南部土木事務所）…………… 6

教育委員会事項

- 沖縄県指定史跡の指定…………… 9

公安委員会事項

- 沖縄県道路交通法施行細則の一部を改正する規則…………… 9
- 警備員指導教育責任者講習の実施・2件…………… 19

監査委員事項

- 定期監査、財政的援助団体等監査及び行政監査の結果に基づき講じた措置の公表…………… 23

告 示

沖縄県告示第258号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、令和7年度における2等陸士、2等海士及び2等空士として採用する自衛官並びに自衛官候補生の募集期間等を次のとおり告示する。

令和7年6月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 区分、募集期間、試験期日、試験場の位置及び試験場の名称

区分	募集期間	試験期日	試験場の位置	試験場の名称
一般曹候補生	令和7年7月1日から同年9月2日まで	令和7年9月14日から同月19日までのいずれか指定される日	名護市字宮里452番地3	名護地方合同庁舎
			沖縄市美里一丁目2番9号	自衛隊沖縄地方協力本部沖縄募集案内所
			那覇市前島3丁目25番39号	沖縄県水産会館

	令和 7 年 9 月 16 日 から同年 11 月 21 日 まで	令和 7 年 11 月 29 日 から同年 12 月 2 日 までのいずれか指 定される日	宮古島市平良字下里 1016 番地	平良地方合同庁舎
			石垣市字登野城 55 番地 4	石垣地方合同庁舎
			名護市字宮里 452 番地 3	名護地方合同庁舎
			沖縄市美里一丁目 2 番 9 号	自衛隊沖縄地方協力本 部沖縄募集案内所
			那覇市前島 3 丁目 25 番 39 号	沖縄県水産会館
			宮古島市平良字下里 1016 番地	平良地方合同庁舎
			石垣市字登野城 55 番地 4	石垣地方合同庁舎
航空学生	令和 7 年 7 月 1 日 から同年 8 月 29 日 まで	令和 7 年 9 月 20 日 又は同月 27 日	那覇市内	
自衛官候補生	通年	受験票の交付の際 に通知	名護市字宮里 452 番地 3	名護地方合同庁舎
			沖縄市美里一丁目 2 番 9 号	自衛隊沖縄地方協力本 部沖縄募集案内所
			那覇市前島 3 丁目 25 番 39 号	沖縄県水産会館
			宮古島市平良字下里 1016 番地	平良地方合同庁舎
			石垣市字登野城 55 番地 4	石垣地方合同庁舎

注 試験場は、状況により変更する場合がある。

2 その他 詳細については、自衛隊沖縄地方協力本部（電話番号 098－866－5457）まで問い合わせること。

沖縄県告示第259号

知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年沖縄県規則第54号）第3条の規定により、電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うこととする手続等の根拠となる条例の名称及び条項並びに当該使用を開始する日を次のとおり告示する。

令和 7 年 6 月 27 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うこととする手続等の根拠となる条例の名称及び条項 沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例（令和 6 年沖縄県条例第48号）第11条及び第12条
- 2 使用を開始する日 令和 7 年 7 月 1 日

沖縄県告示第260号

知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年沖縄県規則第54号）第4条第4項ただし書の規定により、令和 7 年沖縄県告示第259号で告示した手続等を、同項ただし書に規定する申請等に指定する。

令和 7 年 6 月 27 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県告示第261号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第18項の規定により、次

のとおり宮城島東土地改良区から清算人が退任した旨の届出があった。

令和 7 年 6 月 27 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

氏名	住所
国吉康夫	うるま市与那城西原1014番地 2
名護徹	うるま市与那城宮城96番地
大城朝勇	うるま市与那城宮城644番地 1
豊永盛男	うるま市与那城宮城55番地
大屋政善	うるま市与那城上原112番地
東泊正輝	うるま市与那城上原14番地
登川俊光	うるま市与那城池味920番地
登川行雄	うるま市与那城池味923番地
島袋政晃	うるま市与那城宮城133番地

沖縄県告示第262号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、多良間村長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 7 年 6 月 27 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 多良間村地内（迎原地区）
- 2 公共測量を実施する期間 令和 7 年 6 月 3 日から同年 7 月 31 日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第263号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第 5 条第 1 項の規定により伐倒駆除を命ずるので、同条第 4 項において準用する同法第 3 条第 5 項の規定により、次の事項を公表する。

令和 7 年 6 月 27 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 区域及び期間
 - (1) 区域 国頭村、大宜味村、今帰仁村、本部町、名護市、恩納村、読谷村、うるま市、北大東村及び南大東村の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課、沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）
 - (2) 期間 令和 7 年 8 月 18 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 2 森林病虫害等の種類 松くい虫
- 3 行うべき措置の内容 松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤によるくん蒸をすること。
- 4 命令をしようとする理由 松くい虫の被害のまん延防止のため
- 5 その他必要な事項
 - (1) 3 に規定する措置を行う樹木及びその措置の内容については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
 - (2) 3 に規定する措置を行った者又はその代理人は、当該措置を実施した後、速やかに当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長又は沖縄県南部林業事務所所長を

經由して知事にその旨を届け出ること。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでないこと。

- (3) 3に規定する措置の実施に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った日から15日以内に当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長又は沖縄県南部林業事務所長を經由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に規定する措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付するものとする。
- (4) 知事は、3に規定する樹木を所有し、又は管理する者が1(2)に定める期間内に3に規定する措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがあること。
- (5) 知事は、(4)による措置を行った場合において、当該措置の費用の額が、3に規定する措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがあること。

沖縄県告示第264号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により薬剤による防除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次の事項を公表する。

令和 7 年 6 月 27 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 区域及び期間

- (1) 区域 国頭村、名護市、恩納村、読谷村及びうるま市の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課、沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

- (2) 期間 令和 7 年 8 月 18 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

2 森林病虫害等の種類 松くい虫

- 3 行うべき措置の内容 松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、薬剤の樹幹注入による防除を実施すること。

- 4 命令をしようとする理由 松くい虫の被害のまん延防止のため

5 その他必要な事項

- (1) 3に規定する措置を行う樹木及びその措置の内容については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に規定する措置を行った者又はその代理人は、当該措置を実施した後、速やかに当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長又は沖縄県南部林業事務所長を經由して知事にその旨を届け出ること。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでないこと。
- (3) 3に規定する措置の実施に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った日から15日以内に当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長又は沖縄県南部林業事務所長を經由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に規定する措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付するものとする。
- (4) 知事は、3に規定する樹木を所有し、又は管理する者が1(2)に定める期間内に3に規定する措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがあること。
- (5) 知事は、(4)による措置を行った場合において、当該措置の費用の額が、3に規定する措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがあること。

沖縄県告示第265号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定により特別伐倒駆除を命ずるので、同条

第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次の事項を公表する。

令和 7 年 6 月 27 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 区域及び期間

(1) 区域 国頭村、大宜味村、今帰仁村、本部町、名護市、恩納村、読谷村、うるま市、北大東村及び南大東村の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課、沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

(2) 期間 令和 7 年 8 月 18 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

2 森林病虫害等の種類 松くい虫

3 行うべき措置の内容 松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して焼却（炭化を含む。）又は破砕をすること。

4 命令をしようとする理由 松くい虫の被害のまん延防止のため

5 その他必要な事項

(1) 3に規定する措置を行う樹木及びその措置の内容については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に規定する措置を行った者又はその代理人は、当該措置を実施した後、速やかに当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長又は沖縄県南部林業事務所所長を経由して知事にその旨を届け出ること。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでないこと。

(3) 3に規定する措置の実施に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った日から15日以内に当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長又は沖縄県南部林業事務所所長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に規定する措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付するものとする。

(4) 知事は、3に規定する樹木を所有し、又は管理する者が1(2)に定める期間内に3に規定する措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがあること。

(5) 知事は、(4)による措置を行った場合において、当該措置の費用の額が、3に規定する措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがあること。

沖縄県告示第266号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第12号）附則第 2 条の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

令和 7 年 6 月 27 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 委託した収納事務 沿岸漁業改善資金貸付金に係る滞納元金及び違約金の収納事務

2 受託者の名称及び所在地

(1) 名称 株式会社沖縄債権回収サービス

(2) 所在地 那覇市西 1 丁目 19 番 7 号

3 委託期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

沖縄県告示第267号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、令和 7 年 6 月 27 日から同年 7 月 10 日まで一般の縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 27 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 路線名 名護宜野座線
- 2 供用開始の区間 名護市字許田前原257番から名護市字許田前原265番まで
- 3 供用開始の期日 令和 7 年 6 月 27 日

沖縄県告示第268号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、西原町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 7 年 6 月 27 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 西原町字翁長、字棚原及び字徳佐田
- 2 公共測量を実施する期間 令和 7 年 6 月 13 日から同年 10 月 31 日まで
- 3 作業種類 公共測量（4 級基準点測量）

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、令和 7 年 6 月 27 日から同年 10 月 27 日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び豊見城市企画部商工観光課において縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 27 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イーアス沖縄豊崎 豊見城市字豊崎 3 番地35
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 大和ハウス工業株式会社 大阪府大阪市北区梅田三丁目 3 番 5 号 代表取締役 大友浩嗣
- 3 届出年月日 令和 7 年 6 月 1 日
- 4 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
変更前 芳井敬一
変更後 大友浩嗣
- 5 変更の年月日 令和 7 年 4 月 1 日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
 - (1) 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
 - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 7 年 6 月 27 日

沖縄県南部土木事務所長 仲 本 隆

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 5 年 7 月 31 日 沖縄県指令南土第404号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字江城前原17番 1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字翁長717番地 1 県営翁長高層住宅204号 玉寄直也
- 5 検査済証番号 令和 7 年 4 月 28 日 N第1694号
- 6 工事完了年月日 令和 7 年 4 月 17 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 7 年 6 月 27 日

沖縄県南部土木事務所長 仲 本 隆

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 6 年 8 月 13 日 沖縄県指令南土第379号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字伊原伊礼原472番 1 の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字兼城508番地の 2 山城学
- 5 検査済証番号 令和 7 年 5 月 9 日 N第1695号
- 6 工事完了年月日 令和 7 年 4 月 20 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 7 年 6 月 27 日

沖縄県南部土木事務所長 仲 本 隆

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 6 年 12 月 2 日 沖縄県指令南土第579号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字世名城世名城原60番 1 及び61番 1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字東風平635番地 1 あらかきアパート 3－C 大城北斗
- 5 検査済証番号 令和 7 年 5 月 13 日 N第1696号
- 6 工事完了年月日 令和 7 年 4 月 25 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 7 年 6 月 27 日

沖縄県南部土木事務所長 仲 本 隆

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 6 年 7 月 11 日 沖縄県指令南土第331号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字大名久米原349番 6
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南城市大里字古堅994番地 2 S O A R E R 77 203 富山源太
- 5 検査済証番号 令和 7 年 5 月 12 日 N第1697号
- 6 工事完了年月日 令和 7 年 4 月 10 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 7 年 6 月 27 日

沖縄県南部土木事務所長 仲 本 隆

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 6 年 10 月 9 日 沖縄県指令南土第501号、令和 7 年 4 月 22 日 沖縄県指令南土第244号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字山川真志久原243番 6
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字兼久69番地の 2 （G e n ’ s 兼久106号） 城間栄子、那覇市牧志 1 丁目 7 番 3 号アパート一銀荘32号 城間紀子
- 5 検査済証番号 令和 7 年 5 月 13 日 N第1698号
- 6 工事完了年月日 令和 7 年 4 月 23 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和7年6月27日

沖縄県南部土木事務所長 仲 本 隆

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和6年3月14日 沖縄県指令南土第89号、令和6年7月31日 沖縄県指令南土第363号（変更）、令和7年4月30日 沖縄県指令南土第252号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字南波平波平原102番5
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 宜野湾市嘉数一丁目22番18号 森本凌平
- 5 検査済証番号 令和7年5月14日 N第1699号
- 6 工事完了年月日 令和7年5月2日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和7年6月27日

沖縄県南部土木事務所長 仲 本 隆

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和6年10月9日 沖縄県指令南土第502号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字山川真志久原243番5
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字津嘉山1561番地3テラスKANEYOSHI202 吉田洋平、南風原町字津嘉山1561番地3テラスKANEYOSHI202 吉田理乃
- 5 検査済証番号 令和7年5月14日 N第1700号
- 6 工事完了年月日 令和7年4月23日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和7年6月27日

沖縄県南部土木事務所長 仲 本 隆

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和5年10月18日 沖縄県指令南土第535号、令和6年8月14日 沖縄県指令南土第390号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字座波当原83番2及び84番5
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字武富153番地Aコンフォルト・リュウ503号 儀間勝美、糸満市字武富153番地Aコンフォルト・リュウ503号 儀間ゆりか
- 5 検査済証番号 令和7年5月15日 N第1701号
- 6 工事完了年月日 令和7年5月1日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和7年6月27日

沖縄県南部土木事務所長 仲 本 隆

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和6年9月12日 沖縄県指令南土第452号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字富盛島之前原378番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字富盛473番地カーサクラシコ201号室 川崎昌太、八重瀬町字富盛473番地カーサクラシコ201号室 川崎珠美
- 5 検査済証番号 令和7年5月14日 N第1702号

6 工事完了年月日 令和 7 年 4 月 15 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 7 年 6 月 27 日

沖縄県南部土木事務所長 仲 本 隆

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 5 年 6 月 27 日 沖縄県指令南土第 353 号、令和 7 年 4 月 25 日 沖縄県指令南土第 243 号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 与那原町字与那原前原 2744 番 3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 与那原町字与那原 750 番地松本 庄 19 安谷屋 節子、与那原町字与那原 391 番地シャトレ上原 402 安谷屋 啓
- 5 検査済証番号 令和 7 年 5 月 22 日 N 第 1703 号
- 6 工事完了年月日 令和 7 年 4 月 28 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 7 年 6 月 27 日

沖縄県南部土木事務所長 仲 本 隆

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 6 年 7 月 18 日 沖縄県指令南土第 340 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字山川神ノ奥原 368 番 1 ほか 2 筆及び 368 番 2 の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 南風原町字山川 368 番地の 1 一般社団法人ちゃいんどフッド 代表理事 又吉 栄作
- 5 検査済証番号 令和 7 年 5 月 26 日 N 第 1704 号
- 6 工事完了年月日 令和 7 年 3 月 18 日

教育委員会事項

沖縄県教育委員会告示第 5 号

沖縄県文化財保護条例（昭和 47 年沖縄県条例第 25 号）第 32 条第 1 項の規定により、沖縄県指定史跡を次のとおり指定する。

令和 7 年 6 月 27 日

沖縄県教育委員会

教育長 半 嶺 満

- 1 沖縄県指定史跡の名称 野嵩スディバナビラ石畳道
- 2 沖縄県指定史跡の所在場所 宜野湾市野嵩三丁目 1324 番 1 地先から北中城村字安谷屋赤畠原 448 番 3 地先まで及び宜野湾市野嵩三丁目 1317 番 1 地先から北中城村字安谷屋赤畠原 476 番地先まで（次の図に示す部分に限る。）
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県教育庁文化財課及び宜野湾市教育委員会において縦覧に供する。）

公安委員会事項

沖縄県公安委員会規則第 12 号

沖縄県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 6 月 27 日

沖縄県公安委員会

沖縄県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

沖縄県道路交通法施行細則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第16条の4」を「一第16条の5」に改める。

第2条中「及び第7項」を「、第7項及び第8項」に、「第6号において」を「第7号において」に改める。

第7条第1項第4号及び第2項第4号中「およそ不可能」を「困難」に改め、同条第8項中「警察署長は、」の次に「第7項の」を加え、「第5項」を「第6項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第7項中「前項の駐車許可証」を「前項の駐車許可証の交付を受けた者」に改め、「させている間、」の次に「当該駐車許可証を」を加え、同項を同条第8項とし、同項の次に次の2項を加える。

9 第7項の駐車許可証の交付を受けた者は、当該駐車許可証を亡失し、若しくは滅失し、又は著しく汚損し、若しくは破損したときは、駐車許可証再交付申請書（様式第4号の2）により警察署長に駐車許可証の再交付を申請することができる。

10 第7項の駐車許可証の交付を受けた者は、当該駐車許可証の記載事項に変更を生じたときは、速やかに駐車許可証記載事項変更届（様式第4号の3）に記載事項の変更を証する書面の写しを添えて、警察署長に提出しなければならない。

第7条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、同条第4項中「前項」を「第3項」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、警察署長が認めたときは、その一部又は全部を省略することができる。

第7条第4項第1号中「写し」の次に「又は自動車検査証記録事項が記載された書面」を加え、同項第3号を次のように改める。

(3) 当該申請に係る用務を疎明する書類

第7条中第4項を第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項本文の規定にかかわらず、用務の性質上、許可を受けようとする駐車場所が県内の複数の警察署の管轄区域にある場合は、申請書は、いずれか一の警察署長に提出すれば足りる。

第7条に次の1項を加える。

12 第7項の駐車許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに当該駐車許可証（第3号の場合にあっては、発見し、又は回復した駐車許可証）を廃棄しなければならない。

(1) 駐車許可の期間が満了したとき。

(2) 駐車許可証の交付を受けた理由がなくなったとき。

(3) 駐車許可証の再交付を受けた後において亡失した駐車許可証を発見し、又は回復したとき。

(4) 駐車許可を取り消されたとき。

第8条第1項第3号オ中(ⅴ)を(ⅵ)とし、(ⅵ)を(ⅶ)とし、(ⅶ)の次に次のように加える。

(ⅶ) 助産師又は医師の指示を受けた保健師、看護師若しくは准看護師が緊急訪問のため使用中の車両

第8条第1項第4号ア中「同号オ(ⅵ)及び(ⅶ)」を「同号オ(ⅶ)及び(ⅶ)」に改め、同条第2項中「通行・駐車禁止除外指定車標章交付申請書」を「除外標章交付申請書」に改め、同条第3項中「通行・駐車禁止除外指定車標章交付申請書」を「除外標章交付申請書」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 通行・駐車禁止除外指定車（様式第5号）の標章 次のア及びイの書類

ア 当該申請に係る車両の自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記録された書面

イ 当該車両に係る用務を疎明する書類

第8条第7項中「通行・駐車禁止除外指定車標章交付申請書（様式第6号）」を「除外標章再交付申請書（様式第6号の2）」に、「除外の指定を受けようとする」を「除外の指定を受けた」に改め、同条第9項中「亡失した標章」を「発見し、又は回復した標章」に改め、同項第3号中「発見」を「発見し、又は回復」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項の次に次の1項を加える。

8 標章の交付を受けた者は、当該標章の記載事項に変更を生じたときは、交通規制課長又は除外の指定を受けた区域若しくは道路の区間を管轄する警察署長を経由して、速やかに除外標章記載事項変更届（様式第6号の3）に記載事項の変更を証する書面の写しを添えて、公安委員会に提出し、当該標章に変更に係る事項の記載を受けなければならない。

第16条の4第1項中「様式第12号の5」を「様式第12号の7」に改め、同条第2項中「様式第12号の6」を「様式第12号の8」に改め、同条を第16条の5とする。

第16条の3の次に次の1条を加える。

(特定自動運行計画の変更許可に関する意見の聴取)

第16条の4 法第75条の16第2項の規定により準用する法第75条の13第2項の規定による意見の聴取は、特定自動運行計画の変更許可に関する意見聴取書(甲)(様式第12号の5)により行うものとする。

2 施行規則第9条の23第2項の規定により準用する施行規則第9条の22の規定による意見の聴取は、特定自動運行計画の変更許可に関する意見聴取書(乙)(様式第12号の6)により行うものとする。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号(第7条関係)

駐車許可申請書 年 月 日			
警察署長 殿			
住所(所在地)			
申請者 氏名(名称)			
電話			
番 号 標 に 表 示 さ れ て い る 番 号			
許 可 を 受 け よ う と す る 日 時 期 間			
許 可 を 受 け よ う と す る 場 所			
許 可 を 受 け よ う と す る 理 由			
第 号 駐 車 許 可 証 上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。 <table border="1" style="margin: 20px auto; width: 80%;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; padding: 5px;">条 件</td> <td style="height: 30px;"></td> </tr> </table> 年 月 日 警 察 署 長 印		条 件	
条 件			

備考 1 申請者は、太枠内を記入すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第 4 号の次に次の 2 様式を加える。

様式第 4 号の 2（第 7 条関係）

駐車許可証再交付申請書	
年 月 日	
警察署長 殿	
住 所 （ 所 在 地 ）	
氏 名 （ 名 称 ）	
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先	
許 可 証 番 号	
許 可 証 交 付 年 月 日	
再 交 付 申 請 の 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第 4 号の 3（第 7 条関係）

駐車許可証記載事項変更届
年 月 日

警察署長 殿	
住 所 （ 所 在 地 ）	
氏 名 （ 名 称 ）	
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先	
許 可 証 番 号	
許可証交付年月日	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第5号及び様式第5号の2中「下さい」を「ください」に、「発見」を「発見し、又は回復」に改める。

様式第6号を次のように改める。

様式第6号（第8条関係）

除外標章交付申請書		年	月	日
公安委員会 殿				
住 所 （ 所 在 地 ）				

ふ り が な	
氏 名 （ 名 称 ）	
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先	
標 章 の 名 称	
番 号 標 に 表 示 さ れ て い る 番 号	
除 外 を 受 け よ う と す る 期 間	
除 外 を 受 け よ う と す る 区 間	
除 外 を 受 け よ う と す る 理 由	☐ 以下の公安委員会が定める業務に使用する ☐ 以下の公安委員会が定める障害を持つ者が乗車する
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
様式第6号の次に次の2様式を加える。

様式第6号の2（第8条関係）

除外標章再交付申請書	
年 月 日	
公安委員会 殿	
住 所 （ 所 在 地 ）	
ふ り が な	

氏 名 （ 名 称 ）	
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先	
標 章 の 名 称	
標 章 番 号	
標 章 交 付 年 月 日	
再 交 付 申 請 の 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第 6 号の 3（第 8 条関係）

除外標章記載事項変更届	
公安委員会 殿	年 月 日
住 所 （ 所 在 地 ）	
ふ り が な	
氏 名 （ 名 称 ）	

電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先	
標 章 の 名 称	
標 章 番 号	
標 章 交 付 年 月 日	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第12号の6中「第16条の4」を「第16条の5」に、同様式備考1中「できないことは」を「できないときは」に改め、同様式を様式第12号の8とする。

様式第12号の5中「第16条の4」を「第16条の5」に、同様式備考1中「できないことは」を「できないときは」に改め、同様式を様式第12号の7とし、様式第12号の4の次に次の2様式を加える。

様式第12号の5（第16条の4関係）

特定自動運行計画の変更許可に関する意見聴取書（甲）

殿

年 月 日
公安委員会 印

年 月 日、別添 1（特定自動運行計画変更許可申請書の写し）のとおり、道路交通法第 75 条の 16 第 1 項の規定による特定自動運行計画の変更許可の申請があったので、同法第 75 条の 16 第 2 項の規定により準用する同法第 75 条の 13 第 2 項の規定により、別添 の書類を添えて意見を聴取します。つきましては、年 月 日までに文書をもって回答願います。

1 申請者の氏名又は名称

2 意見聴取の内容

- (1) 特定自動運行用自動車は自動運行装置を備えたものであることについて疑義はないか。また、当該自動運行装置は、自動運行装置の作動中であっても運転操作を行うことができる状態を常に維持する者を要する自動運行装置ではないか。
- (2) 特定自動運行計画は、当該特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件を満たした状態で特定自動運行を行うこととしているものであるか。
- (3) 特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行による人又は物の運送は、特定自動運行により生じた交通の支障によって影響を受ける地域住民に対し、当該地域における移動手段の確保等の住民の利便の向上や、医療、介護等の出張サービスの提供等の住民の福祉の向上をもたらすような事情が認められるものであるか。

取扱者の氏名及び連絡先

備考 1 不要な文字は、横線で消すこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第 12 号の 6（第 16 条の 4 関係）

特定自動運行計画の変更許可に関する意見聴取書（乙）

殿

年 月 日
公安委員会 印

年 月 日、別添 1（特定自動運行計画変更許可申請書の写し）のとおり、道路交

通法第75条の16第1項の規定による特定自動運行計画の変更許可の申請があったので、道路交通法施行規則第9条の23第2項の規定により準用する同規則第9条の22の規定により、別添 の書類を添えて意見を聴取します。つきましては、 年 月 日までに文書をもって回答願います。

1 申請者の氏名又は名称

2 意見聴取の内容

取扱者の氏名及び連絡先

備考 1 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の沖縄県道路交通法施行細則（以下「旧規則」という。）に規定する様式による申請については、この規則による改正後の沖縄県道路交通法施行細則（以下「新規則」という。）に規定する様式にかかわらず、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による通行・駐車禁止除外指定車の標章及び駐車禁止除外指定車の標章は、当分の間、所要の補正を行って使用することができる。

4 旧規則第 7 条第 6 項の規定に基づき交付された駐車許可証は、新規則第 7 条第 7 項の規定に基づく駐車許可証とみなす。

5 旧規則第 8 条第 4 項の規定に基づき交付された通行・駐車禁止除外指定車の標章及び駐車禁止除外指定車の標章は、当該標章の有効期間の満了するまでの間は、それぞれ新規則第 8 条第 4 項の規定に基づく通行・駐車禁止除外指定車の標章、駐車禁止除外指定車の標章とみなす。

沖縄県公安委員会告示第110号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和 7 年 6 月 27 日

沖縄県公安委員会

1 実施する講習

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
- (2) 講習規則第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）

2 講習期間等

(1) 新規取得講習

区分	講習期間	時間	場所
法第2条第1項第2号に規定する警備業務	令和7年8月18日（月曜日）から同月22日（金曜日）まで	午前9時30分から午後5時30分まで（令和7年8月22日にあつては、午後3時30分まで）	浦添市勢理客四丁目13番1号 浦添市産業振興センター・結の街3階小研修室 （令和7年8月21日及び同月22日にあつては、那覇市西3丁目11番1号 沖縄県男女共同参画センター会議室2）
	【考査】8月22日（金曜日）	午後3時50分から午後5時30分まで	

(2) 追加取得講習

区分	講習期間	時間	場所
法第2条第1項第2号に規定する警備業務	令和7年8月21日（木曜日）及び同月22日（金曜日）	午前9時30分から午後5時30分まで（令和7年8月22日にあつては、午後3時30分まで）	那覇市西3丁目11番1号 沖縄県男女共同参画センター会議室2
	【考査】8月22日（金曜日）	午後3時50分から午後4時25分まで	

3 受講定員

- (1) 新規取得講習 15人
- (2) 追加取得講習 10人

4 受講対象者

- (1) 新規取得講習 受講対象者については、法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「当該警備業務」という。）に係る講習の受講を希望する者で、受講申込時において、次のいずれかに該当するものに限る。
- ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会

規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。) 第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「旧 1 級検定」という。)に合格した者

オ 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「旧 2 級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習 受講申込時において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものに限る。

ア 最近 5 年間に当該警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者

イ 1 級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 2 級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事しているもの

エ 旧 1 級検定に合格した者

オ 旧 2 級検定に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事しているもの

5 受講申込みに必要な書類

(1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(提出前 6 月以内に撮影した無帽、無背景、縦 4.0 センチメートル、横 3.6 センチメートルの顔写真を貼付したものに限り。) 1 通

(2) 受講対象者に該当することを疎明する書面

ア 新規取得講習

(7) 4(1)アに該当する者 当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

(4) 4(1)イに該当する者 当該警備業務の 1 級検定に係る合格証明書の写し

(6) 4(1)ウに該当する者 当該警備業務の 2 級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(5) 4(1)エに該当する者 当該警備業務の旧 1 級検定に係る検定合格証の写し

(4) 4(1)オに該当する者 当該警備業務の旧 2 級検定に係る検定合格証の写し及び警備業務従事証明書

イ 追加取得講習

(7) 4(2)アに該当する者 警備業務従事証明書、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し

(4) 4(2)イに該当する者 当該警備業務の 1 級検定に係る合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し

(6) 4(2)ウに該当する者 当該警備業務の 2 級検定に係る合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し

(5) 4(2)エに該当する者 当該警備業務の旧 1 級検定に係る検定合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し

(4) 4(2)オに該当する者 当該警備業務の旧 2 級検定に係る検定合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し

6 受講申込手続等

(1) 受付期間 講習の受付期間及び受付時間は、令和 7 年 7 月 7 日(月曜日)から同月 11 日(金曜日)までのそれぞれの日の午前 8 時 30 分から午後 4 時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、受付期間内であっても受付を締め切ることがある。

(2) 提出先

ア 沖縄県内に居住する者 受講申込者の住居地を管轄する警察署の生活安全課又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課

イ 沖縄県外に居住する者 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課

(3) 受講申込みの際には、5 に掲げる受講申込みに必要な書類を持参の上、(2)に掲げる提出先に受講希望者本人が提出すること。郵送による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。

(4) 受講手数料 新規取得講習手数料 38,000 円又は追加取得講習手数料 14,000 円は、沖縄県証紙により、受講申込書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。

7 講習業務の委託 講習は、一般社団法人沖縄県警備業協会に委託して実施する。

8 その他

- (1) 講習の初日は、午前 9 時から午前 9 時 20 分までに受講手続を終えること。
- (2) 受講の当日は、筆記用具を持参すること。
- (3) 受講についての問合せ先 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話番号 098-862-0110（内線 3032 又は 3033）又は沖縄県内の警察署の生活安全課

沖縄県公安委員会告示第111号

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 22 条第 2 項第 1 号の規定による警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和 7 年 6 月 27 日

沖縄県公安委員会

1 実施する講習

- (1) 法第 22 条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和 58 年国家公安委員会規則第 2 号。以下「講習規則」という。）第 7 条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
- (2) 講習規則第 6 条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）

2 講習期間等

(1) 新規取得講習

区分	講習期間	時間	場所
法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する警備業務	令和 7 年 8 月 18 日（月曜日）から同月 22 日（金曜日）まで	午前 9 時 30 分から午後 5 時 30 分まで（令和 7 年 8 月 22 日にあつては、午後 3 時 30 分まで）	浦添市勢理客四丁目 13 番 1 号 浦添市産業振興センター・結の街 3 階小研修室 （令和 7 年 8 月 21 日及び同月 22 日にあつては、那覇市西 3 丁目 11 番 1 号 沖縄県男女共同参画センター研修室 3）
	【考査】 8 月 22 日（金曜日）	午後 3 時 50 分から午後 5 時 30 分まで	

(2) 追加取得講習

区分	講習期間	時間	場所
法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する警備業務	令和 7 年 8 月 21 日（木曜日）及び同月 22 日（金曜日）	午前 9 時 30 分から午後 5 時 30 分まで（令和 7 年 8 月 22 日にあつては、午後 3 時 30 分まで）	那覇市西 3 丁目 11 番 1 号 沖縄県男女共同参画センター研修室 3
	【考査】 8 月 22 日（金曜日）	午後 3 時 50 分から午後 4 時 25 分まで	

3 受講定員

- (1) 新規取得講習 10 人
- (2) 追加取得講習 10 人

4 受講対象者

- (1) 新規取得講習 受講対象者については、法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する警備業務（以下「当該警備業務」という。）に係る講習の受講を希望する者で、受講申込時において、次のいずれかに該当するものに限る。
 - ア 最近 5 年間に当該警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者
 - イ 警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。）第 4 条に規定する 1 級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「1 級検定」という。）に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「2 級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和 61 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。）第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧 1 級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧 2 級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習 受講申込時において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものに限る。

ア 最近 5 年間に当該警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者

イ 1 級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 2 級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事しているもの

エ 旧 1 級検定に合格した者

オ 旧 2 級検定に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事しているもの

5 受講申込みに必要な書類

(1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（提出前 6 月以内に撮影した無帽、無背景、縦 4.0 センチメートル、横 3.6 センチメートルの顔写真を貼付したものに限る。） 1 通

(2) 受講対象者に該当することを疎明する書面

ア 新規取得講習

(7) 4 (1) アに該当する者 当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(4) 4 (1) イに該当する者 当該警備業務の 1 級検定に係る合格証明書の写し

(9) 4 (1) ウに該当する者 当該警備業務の 2 級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(5) 4 (1) エに該当する者 当該警備業務の旧 1 級検定に係る検定合格証の写し

(8) 4 (1) オに該当する者 当該警備業務の旧 2 級検定に係る検定合格証の写し及び警備業務従事証明書

イ 追加取得講習

(7) 4 (2) アに該当する者 警備業務従事証明書、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し

(4) 4 (2) イに該当する者 当該警備業務の 1 級検定に係る合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し

(9) 4 (2) ウに該当する者 当該警備業務の 2 級検定に係る合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し

(5) 4 (2) エに該当する者 当該警備業務の旧 1 級検定に係る検定合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し

(8) 4 (2) オに該当する者 当該警備業務の旧 2 級検定に係る検定合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し

6 受講申込手続等

(1) 受付期間 講習の受付期間及び受付時間は、令和 7 年 7 月 7 日（月曜日）から同月 11 日（金曜日）までのそれぞれの日の午前 8 時 30 分から午後 4 時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、受付期間内であっても受付を締め切ることがある。

(2) 提出先

ア 沖縄県内に居住する者 受講申込者の住居地を管轄する警察署の生活安全課又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課

イ 沖縄県外に居住する者 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課

(3) 受講申込みの際には、5 に掲げる受講申込みに必要な書類を持参の上、(2) に掲げる提出先に受講希望者本人が提出すること。郵送による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。

- (4) 受講手数料 新規取得講習手数料38,000円又は追加取得講習手数料14,000円は、沖縄県証紙により、受講申込書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。
- 7 講習業務の委託 講習は、一般社団法人沖縄県警備業協会に委託して実施する。
- 8 その他
- (1) 講習の初日は、午前 9 時から午前 9 時 20 分までに受講手続を終えること。
- (2) 受講の当日は、筆記用具を持参すること。
- (3) 受講についての問合せ先 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話番号098-862-0110（内線3032又は3033）又は沖縄県内の警察署の生活安全課

監 査 委 員 事 項

沖縄県監査委員公表第 7 号

定期監査、財政的援助団体等監査及び行政監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、知事から通知があったので、別冊のとおり公表する。ただし、別冊は、省略し、インターネットの利用により公表する。

令和 7 年 6 月 27 日

沖縄県監査委員	渡 嘉 敷 道 夫
沖縄県監査委員	川 畑 順 義
沖縄県監査委員	又 吉 清 義
沖縄県監査委員	喜 友 名 智 子

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 株式会社 アント出版
〒903-0804 那覇市首里石嶺町 4 丁目 291 番地 1



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

定期監査、財政的援助団体等監査及
び行政監査の結果に基づき講じた措
置の公表

第1 定期監査の結果に基づき講じた措置

＜財務・事務に関する事項＞

（平成29年度監査結果報告分）

【病院事業局】

1 預り金の管理に改善を要するもの

(1) 指摘の内容

健康保険料、厚生年金保険料等について、総勘定元帳の差引残高がマイナスとなっている月があり、また、その他預り金について、内容を確認できない残高があった。（中部病院）

(2) 講じた措置の内容

不明な預り金について、過年度損益修正処理を行った。指摘後、複数人での確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

（令和4年度監査結果報告分）

【生活福祉部】

1 勤務管理等が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

会計年度任用職員の出勤簿が休暇簿や職務専念義務免除承認書等に基づき、適切に整理がされていないものがあった。（障害福祉課）

(2) 講じた措置の内容

出勤簿について、休暇簿や職務専念義務免除承認書等に基づく整理を行った。指摘後、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

（令和5年度監査結果報告分）

【各部局共通】

1 証紙収納に係る事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

ア 証紙収納簿への登記が漏れているもの並びに月計額・累計額の記載漏れ及び記載誤りがあるものがあった。

・保健医療介護部（北部保健所）

イ 証紙が貼付されている許可申請書を破棄しているものがあった。

・保健医療介護部（中部保健所）

ウ 許可申請に係る手数料について、超過して納付した額（40,000円）があったが、還付に関する案内がなされていないものがあった。

・土木建築部（建築指導課）

(2) 講じた措置の内容

証紙収納簿の訂正を行った。また、証紙の購入確認ができる資料を許可申請書に添付した。指摘後、複数人での確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

2 支出負担行為の時期が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

ア 契約を締結するときは、支出負担行為書の決議が必要であるが、これが契約期間後又は検査終了後に行われているものがあった。

・企画部（統計課）

・環境部（環境保全課）

・保健医療介護部（衛生環境研究所）

・病院事業局（総務企画課）

・議会事務局（総務課）

イ 交付を決定するときは、支出負担行為書の決議が必要であるが、これが大幅に遅れているものがあった。

・文化観光スポーツ部（観光政策課）

(2) 講じた措置の内容

職員に対し、指摘の内容について共有し再発防止の周知徹底を図った。指摘後、複数人での確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

3 支出負担行為に係る事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

財務規則において出納機関への合議が必要とされる支出負担行為について、合議がなされていないものや大幅に遅れているものがあった。

- ・保健医療介護部（医療政策課、感染症対策課）
- ・商工労働部（産業政策課）
- ・土木建築部（首里城復興課）

(2) 講じた措置の内容

職員に対し、指摘の内容について共有し再発防止の周知徹底を図った。指摘後、複数人での確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

4 不経済な支出を行っていたもの

(1) 指摘の内容

所得税等の源泉徴収をしていなかったため、納付期限内での納付ができず延滞税及び不納付加算税が生じ、不経済な支出となっているものがあった。

- ・知事公室（基地対策課）
- ・こども未来部（コザ児童相談所）
- ・農林水産部（農政経済課）
- ・土木建築部（北部土木事務所、南部土木事務所）

(2) 講じた措置の内容

業務受託者から所得税相当額の返納処理を行い税務署へ納付した。指摘後、複数人での確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

5 支払が遅延していたもの

(1) 指摘の内容

令和4年度予算で支払うべきものを令和5年度予算で支払っているものがあった。

- ・総務部（東京事務所）
- ・生活福祉部（宮古福祉事務所）

(2) 講じた措置の内容

職員に対し、指摘の内容について共有し再発防止の周知徹底を図った。指摘後、複数人での確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

6 期末手当が過払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

会計年度任用職員の期末手当の支給に当たって、期間率を誤ったため、過払いとなっているものがあった。

- ・農林水産部（営農支援課）
- ・土木建築部（住宅課）

(2) 講じた措置の内容

期末手当の過払いについて、返納の処理を行った。指摘後、複数人での確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

7 予定価格に係る事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

ア 執行予定額が1件100万円以上の場合は、予定価格調書を作成する必要があるが、作成されていないものがあった。

- ・商工労働部（工業技術センター）
- ・病院事業局（中部病院、南部医療センター・こども医療センター）
- ・教育機関（具志川高等学校、沖縄盲学校）

イ 契約締結後に予定価格調書が作成されているものがあった。

- ・病院事業局（中部病院）

ウ 設計書に誤りがあり、予定価格を過少に設定したことで、落札者を決定することができないもの

があった。

- ・土木建築部（中部土木事務所）

(2) 講じた措置の内容

職員に対し、指摘の内容について共有し再発防止の周知徹底を図った。指摘後、複数人での確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

8 契約に定める手続が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

年間計画書、事業計画書等が提出されていないものがあった。

- ・総務部（職員厚生課）
- ・土木建築部（住宅課）
- ・教育機関（名護商工高等学校）

(2) 講じた措置の内容

職員に対し、再発防止の周知徹底を図った。指摘後、複数人での確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

9 公有財産台帳の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

ア 工事により取得した財産について、公有財産台帳への登載が行われていないものがあった。

- ・土木建築部（都市公園課）

イ 修繕又は工事により財産価値が増加していたが、公有財産台帳を調整していないものがあった。

- ・農林水産部（南部農業改良普及センター）
- ・商工労働部（ＩＴイノベーション推進課）

ウ 特許権について、公有財産台帳への登載及び調整が遅れていたもの並びに調整がなされていないものがあった。

- ・商工労働部（工業技術センター）

エ 公有財産台帳に財産を二重に登載しているものがあった。

- ・土木建築部（空港課）

オ 公有財産台帳に残存率を誤って登載しているものがあった。

- ・商工労働部（ＩＴイノベーション推進課）

(2) 講じた措置の内容

公有財産台帳への登載及び調整を行った。指摘後、複数人での確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

10 備品の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

ア 重要備品が所在不明のものがあった。

- ・総務部（八重山事務所総務課）
- ・保健医療介護部（保健医療総務課、八重山保健所）
- ・農林水産部（農業研究センター石垣支所、水産海洋技術センター、農業大学校）
- ・商工労働部（ものづくり振興課、工芸振興センター）
- ・文化観光スポーツ部（博物館・美術館）

イ 耐用年数を経過していない備品が所在不明を理由に亡失処理されているものがあった。

- ・商工労働部（産業政策課）

(2) 講じた措置の内容

当該備品の所在を確認し、現存しているものは所在を特定し、現存していないものは亡失手続を、使用に耐えないものは処分手続を行うなど備品台帳を整備するとともに、改めて職員に対し適正な管理の徹底を周知した。

11 勤務管理等が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

会計年度任用職員の勤務実態が、労働条件通知書と異なっているものがあった。

- ・企画部（市町村課）
- ・文化観光スポーツ部（観光振興課）

- ・土木建築部（土木総務課）
- (2) 講じた措置の内容
労働条件通知書に記載された勤務条件どおりの勤務に改めた。指摘後、職員に対し関係規程の周知徹底を図り適正な事務処理に努めている。

【知事公室】

1 備品台帳の管理が適正でなかったもの

- (1) 指摘の内容
沖縄県次期防災情報システム構築業務で取得した備品について、備品台帳への登記が行われていないものがあつた。
(防災危機管理課)
- (2) 講じた措置の内容
備品台帳への登記を行った。指摘後、複数人での確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

2 安全運転管理者の業務の実施が適正でなかったもの

- (1) 指摘の内容
アルコール検知器を備えておらず、酒気帯びの有無の確認が行われていないものがあつた。
(消防学校)
- (2) 講じた措置の内容
アルコール検知器を整備し、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）に基づく酒気帯びの有無の確認を実施している。

【総務部】

1 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

- (1) 指摘の内容
次のとおり収入未済額が前年度より増加、又は多額となっているものがあつた。
- ア 県税 (円、%)

	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率
令和5年度	155,109,863,048	153,060,197,696	145,827,994	2,093,804,383	98.7
令和4年度	148,776,586,744	146,477,189,855	107,201,739	2,194,316,638	98.5
対前年度比	104.3	104.5	136.0	95.4	—

(税務課、各県税事務所、自動車税事務所、宮古事務所県税課、八重山事務所県税課)

- イ 土地貸付料（一般会計）

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増減率	
	44,745,785円	6.3%	7.4%	(管財課)

- ウ 土地貸付料（所有者不明土地管理特別会計）

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増減率	
	5,799,480円	21.1%	3.0%	(管財課)

- (2) 講じた措置の内容
- ア 県民の納期内納付の促進のための広報活動や滞納処分の強化、滞納者の実情に即した滞納整理を図ることにより、収入未済額の縮減に努めている。
なお、県税収入未済額の72.5パーセントを占める個人県民税について、以下のとおり徴収対策を実施している。
- (ア) 県税事務所等の所管区域ごとに運営されている個人住民税徴収対策協議会を通して市町村との緊密な連携を図っている。
- (イ) 県税事務所等の所管市町村について、必要な場合は、県職員の併任発令、実務研修生の受入れ、共同催告などの支援、県と市町村の合同公売を行っている。
- (ロ) 沖縄県市町村税徴収対策支援本部及び各市町村と連携し、県税市町村税徴収強化月間を設定し自主納付及び納期内納付の促進を図っている。
- (ハ) その他、市町村職員への滞納処分の実務指導や研修会を開催して、知識の蓄積に努めている。
- イ 土地貸付料（一般会計）について、引き続き債権回収会社へ委託するとともに、滞納者に対する催告及び納入指導を実施している。今後も、滞納者への督促等を図ることにより、収入未済額の縮減に努める。

ウ 土地貸付料（所有者不明土地特別会計）について、住所不明者に対しては、現住所の追跡調査を実施するとともに、新たな滞納者に対しては随時訪問による納入指導を行っている。

2 切手の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

郵便切手2枚を亡失しているものがあった。（総務私学課）

(2) 講じた措置の内容

切手について亡失手続を行った。指摘後、複数人での確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

【環境部】

1 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

(1) 指摘の内容

次のとおり収入未済額が多額となっているものがあった。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増減率
行政代執行に係る求償費用	83,601,186円	99.9%	△0.01%

（環境整備課）

(2) 講じた措置の内容

行政代執行に係る求償費用について、納付対象者への催告書の送付、金融機関等への財産調査を行うとともに、差押債権の取立て等を行った結果、令和6年度において、874,745円を回収した。

【生活福祉部】

1 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

(1) 指摘の内容

次のとおり収入未済額が多額となっているものがあった。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増減率
生活保護費返還金	184,180,512円	55.8%	△7.5%

（保護・援護課、北部福祉事務所、中部福祉事務所、南部福祉事務所、八重山福祉事務所）

(2) 講じた措置の内容

生活保護費返還金について、生活保護受給者に対する制度説明の徹底により、過払い金発生防止や返還金発生時の早期対応等に努めている。また、生活保護担当職員と債権管理担当職員との連携による納付指導の実施など、生活保護費返還金等債権管理マニュアルに基づく債権管理を推進した結果、令和6年度において、2,891,781円を回収するとともに、6,633,105円を不納欠損金として整理し、併せて、25,255,694円について履行の延期を承認した。

2 予定価格を提示して契約を締結していたもの

(1) 指摘の内容

1者のみが参加した一般競争入札において、再度の入札に付するも落札者がなかったため、入札に参加した者に予定価格を提示して見積書を徴し、随意契約により契約を締結しているものがあった。

（計量検定所）

(2) 講じた措置の内容

職員に対し、指摘の内容について共有し再発防止の周知徹底を図った。指摘後、複数人での確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

【こども未来部】

1 国庫補助事業の実績報告に係る事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

国庫補助事業の実績報告に係る手続において、誤った金額を報告したため、国庫補助金の受入額が30,000円過少となっているものがあった。（子育て支援課）

(2) 講じた措置の内容

国庫補助金の不足分については、一般財源で補填した。指摘後、複数人での確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

【生活福祉部、こども未来部】

1 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

(1) 指摘の内容

次のとおり収入未済額が前年度より増加、又は多額となっているものがあった。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増減率
ア 児童福祉施設負担金	46,097,827円	75.2%	14.1%
(障害福祉課、こども家庭課、各福祉事務所、各児童相談所)			
イ 母子父子寡婦福祉資金 貸付金元利収入	77,711,302円	39.1%	△7.3%
(女性力・ダイバーシティ推進課、各福祉事務所)			

(2) 講じた措置の内容

ア 児童福祉施設負担金について、納入義務者の面談時に負担額の説明を行い、制度の理解及び納入への意識付けを図り、未収金の発生予防に取り組んだ。また、引き続き滞納整理強化月間の設定等により債権回収に努めた結果、令和6年度において、2,206,451円を回収するとともに、11,917,152円を不納欠損金として整理した。

イ 母子父子寡婦福祉資金貸付金元利収入について、制度の周知徹底等により新たな債権の発生を防ぐとともに、督促状の送付や分割納付への移行等により徴収に努めている。また、沖縄県母子父子寡婦福祉資金貸付金未収金債権管理マニュアルに基づく債権管理を推進した結果、令和6年度において、10,766,073円を回収するとともに、2,344,814円を不納欠損金として整理した。

【保健医療介護部】

1 予算の執行が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

国庫返還に係る償還金について、補正予算を調製し、これを議会に提出している中、一部の償還金については予算の流用を行っていたため、予算に11,802,000円の不用が生じているものがあった。
(保健医療総務課)

(2) 講じた措置の内容

職員に対し、指摘の内容について共有し再発防止の周知徹底を図った。指摘後、関係課との情報共有を図るとともに、複数人での確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

【農林水産部】

1 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

(1) 指摘の内容

次のとおり収入未済額が多額となっているものがあった。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増減率
農業改良資金 貸付金元利収入	217,126,117円	93.2%	△6.8%
(農政経済課)			

(2) 講じた措置の内容

農業改良資金貸付金元利収入について、滞納者及び連帯保証人に対して催告を行うとともに、債権回収会社を活用するなど回収強化に努めた結果、令和6年度において、16,982,361円を回収するとともに、8,189,177円を不納欠損金として整理した、

【商工労働部】

1 歳入科目が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

土地貸付料を建物貸付料として徴収しているものがあった。
(労働政策課)

(2) 講じた措置の内容

歳入科目の訂正を行った。指摘後、複数人での確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

2 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

(1) 指摘の内容

次のとおり収入未済額が前年度より増加、又は多額となっているものがあった。

収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増減率
-------	-----------	---------

ア	小規模企業者等設備導入資金			
	貸付金元利収入	2,135,682,530円	96.4%	△3.3% (中小企業支援課)
イ	感染拡大防止対策協力金返還金			
		12,769,528円	70.4%	28.0% (中小企業支援課)
ウ	建物明渡訴訟に係る損害金			
		74,804,994円	100.0%	0.0% (企業立地推進課)
エ	土地売払代（中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計）			
		39,622,800円	100.0%	皆増 (企業立地推進課)
オ	実費徴収費（国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計）			
		13,101,179円	23.4%	0.8% (企業立地推進課)

(2) 講じた措置の内容

- ア 小規模企業者等設備導入資金貸付金元利収入について、「適切かつ能率的な債権管理のための標準マニュアル」に基づき、貸付先の実態に即した債権管理を行うとともに、一部の債権について債権回収会社へ委託し、回収を強化した結果、令和6年度において90,395,709円を回収した。
- イ 感染拡大防止対策協力金返還金について、適切かつ能率的な債権管理のための標準マニュアルに基づき、債務者に対する督促及び催告を行っている。また、一部債権については、履行延期等の手続を実施し、履行が見込めない債権については処理方針の検討を進めた。
- ウ 建物明渡訴訟に係る損害金について、国際物流拠点産業集積地域内施設使用料等債権回収マニュアルに基づき、債務者に対する催告及び財産調査等を実施しており、引き続き債権回収に向けた取組を行う。
- エ 土地売払代について、適切かつ能率的な債権管理のための標準マニュアルに基づき、債務者に対する催告及び財産調査等を実施しており、引き続き債権回収に向けた取組を行う。
- オ 実費徴収費について、国際物流拠点産業集積地域内施設使用料等債権回収マニュアルに基づき、債務者に対する催告および財産調査等を実施しており、引き続き債権回収に向けた取組を行う。

3 備品貸与の手続が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

おきなわ工芸の杜の管理運営に関する基本協定書で定める貸与備品一覧が作成されていないものがあつた。
(ものづくり振興課)

(2) 講じた措置の内容

貸与備品一覧を作成した。指摘後、職員に対し、再発防止を周知徹底するなど適正な事務処理に努めている。

【文化観光スポーツ部】

1 契約期間の始期を遡って変更していたもの

(1) 指摘の内容

契約期間中又は契約期間満了後に、契約期間の始期に遡って契約を締結し直しているものがあつた。
(博物館・美術館)

(2) 講じた措置の内容

職員に対し、指摘の内容について共有し再発防止の周知徹底を図った。指摘後、複数人での確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

2 公有財産の処分手続が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

県立芸術大学首里崎山キャンパスの建物等の解体について、公有財産規則に基づく処分の手続を行っていないものがあつた。
(文化振興課)

(2) 講じた措置の内容

解体撤去された建物等について、公有財産台帳から削除した。指摘後、複数人での確認を徹底する

など、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

【土木建築部】

1 調定又は納入通知書の発行が遅延していたもの

(1) 指摘の内容

ア 調定が遅れたことにより収納が遅延しているものがあつた。(南部土木事務所)

イ 納入通知書の発行が遅れたことにより収納が遅延しているものがあつた。(空港課)

(2) 講じた措置の内容

職員に対し、指摘の内容について共有し再発防止の周知徹底を図った。指摘後、複数人での確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

2 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

(1) 指摘の内容

次のとおり収入未済額が前年度より増加、又は多額となっているものがあつた。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増減率
ア 県営住宅使用料	385,612,479円	7.2%	△6.0%
			(住宅課)
イ 県営住宅駐車場使用料	32,681,621円	9.9%	2.9%
			(住宅課)

(2) 講じた措置の内容

ア 県営住宅使用料について、滞納者への督促、滞納初期段階からの団地訪問、社会福祉士を交えた事情聴取などの取組を通して納付意識の喚起を図った結果、令和6年度において、42,218,654円を回収するとともに、16,292,404円を不納欠損金として整理した。また、支払に応じない滞納者については、訴えの提起を行っている。さらに、退去滞納者に係る回収困難な債権については、債権回収会社へ委託し、徴収の強化及び適切な債権管理に努めている。

イ 県営住宅駐車場使用料について、団地訪問、車両変更等諸手続の際の現入居滞納者への納付指示の徹底、督促等取組の強化に努めた結果、令和6年度において、4,435,751円を回収するとともに、360,000円を不納欠損金として整理した。また、退去滞納者に係る回収困難な債権については、債権回収会社へ委託し、徴収の強化及び適切な債権管理に努めている。

3 予算執行伺に係る事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

予算執行伺の執行予定額を上回る支出をしているものがあつた。(道路管理課)

(2) 講じた措置の内容

職員に対し、指摘の内容について共有し再発防止の周知徹底を図った。指摘後、複数人での確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

4 入札手続が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

ア 指名競争入札において、指名業者に配布した特記仕様書等の資料に数量の誤りがあつたことで、落札者を決定することができないものがあつた。(中部土木事務所)

イ 地すべり対策工事の入札が不調となったが、これに関連する磁気探査業務委託の入札を実施し、落札者を決定しているものがあつた。(中部土木事務所)

ウ 指名競争入札において入札者が1者のみの応札となった場合は、指名通知書の記載のとおり入札を中止とすべきであつたが、有効な応札と誤認し、落札者を決定しているものがあつた。(下水道事務所)

エ 一般競争入札において、公告した内容に誤りがあつたため、入札を取りやめたものがあつた。(南部土木事務所)

(2) 講じた措置の内容

職員に対し、指摘の内容について共有し再発防止の周知徹底を図った。指摘後、複数人での確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

5 積算を誤っていたもの

(1) 指摘の内容

ア 仮桟橋撤去工事において積算の誤りがあり、落札者の決定を取り消したものがあった。

(中部土木事務所)

イ 公園施設修繕工事において積算の誤りがあり、落札者の決定を取り消したものがあった。

(南部土木事務所)

(2) 講じた措置の内容

職員に対し、指摘の内容について共有し再発防止の周知徹底を図った。指摘後、複数人での確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

6 産業廃棄物の処理に係る事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

産業廃棄物の運搬及び処分を委託する場合は、産業廃棄物収集運搬業者等の法令で定める者とそれぞれ契約書により委託契約を締結しなければならないが、それ以外の者と書面によらずに委託契約を締結しているものがあった。

また、受託者に産業廃棄物管理票の交付もなされていなかった。

(港湾課)

(2) 講じた措置の内容

職員に対し、指摘の内容について共有し再発防止の周知徹底を図った。指摘後は、複数人での確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

7 行政財産の使用許可手続等が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

行政財産使用許可書を交付後、使用を許可した内容に修正があったが、修正に係る決裁手続を行わず、修正後の内容で作成した納入通知書を発行しているものがあった。

(住宅課)

(2) 講じた措置の内容

職員に対し、指摘の内容について共有し再発防止の周知徹底を図った。指摘後、複数人での確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

【企業局】

1 固定資産の取得、管理及び処分の手続が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

固定資産の取得、用途廃止及び廃棄の際に行う、決裁手続や経理課長への通知がなされていなかったため、固定資産台帳の整理がなされていないものがあった。

(水質管理事務所)

(2) 講じた措置の内容

経理課長へ報告し、固定資産台帳の調整を行った。指摘後、複数人での確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

【病院事業局】

1 督促状を発行していなかったもの

(1) 指摘の内容

医業未収金等の債権について、督促状が発行されていないものがあった。

(宮古病院)

(2) 講じた措置の内容

督促状を発行した。指摘後、複数人での確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

2 医業未収金の徴収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容

令和5年度末における医業未収金（個人負担分）は、前年度末より130,116,436円（7.8%）減少し1,539,518,013円となっているが、依然として多額となっている。

(経営課、各県立病院)

(2) 講じた措置の内容

未収金発生未然防止対策として、保険証や連絡先の確認徹底、各種公的負担制度の案内等に取り組んでいる。また、文書や電話督促、回収業務委託等、未収金の縮減に努め、令和6年度において、395,308,809円を回収するとともに、42,531,176円を不納欠損金として整理した。

3 現金の管理体制が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

現金の管理体制が適正でなかったため、窓口で収納した現金と金融機関に預け入れた金額が一致しないことについて約1か月間把握できていないものがあった。

(宮古病院)

(2) 講じた措置の内容

職員に対し、指摘の内容について共有し再発防止の周知徹底を図った。指摘後、複数人での確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

4 通勤手当に係る再認定が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

平成30年10月の八重山病院の移転に伴う通勤手当に係る再認定がなされていないものがあった。
(八重山病院)

(2) 講じた措置の内容

通勤手当に係る再認定を行った。指摘後、複数人での確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

5 時間外勤務手当及び休日勤務手当が不足払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

臨時的任用職員（医師）の時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給に当たって、勤務時間の確認が不十分であったため、735,146円の不足払いとなっているものがあった。
(宮古病院)

(2) 講じた措置の内容

時間外手当及び休日勤務手当の不足分について、支給の処理を行った。指摘後、複数人での確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

6 契約事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

ア 100万円以上の随意契約による契約について、契約書を作成していないものがあった。

(中部病院)

イ 20万円以上の契約について、契約書の作成又は請書の提出が必要であるが、いずれの手続もされていないものがあった。

(中部病院)

(2) 講じた措置の内容

職員に対し、指摘の内容について共有し再発防止の周知徹底を図った。指摘後、複数人での確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

7 病院総務システムの調達に当たり検証を要するもの

(1) 指摘の内容

令和4年度に調達した病院総務システムについては、当初から予定していた改修に加え、病院現場の要望等を踏まえた追加改修に対応する必要性が生じたこと等により、改修費用が調達額を大きく上回り、運用開始の時期も予定より遅れることとなった。

このため、病院総務システムの調達に当たり関係機関との事前調整や調達方法等が妥当であったかについて検証を要する。

(病院総務事務センター)

(2) 講じた措置の内容

病院総務システムの調達において、これまで検討してきた内容、経緯について検証し、問題点を整理した。これを踏まえ、病院現場の要望が重要であると判断し、以後のシステム改修にあたり、病院現場との綿密な意見交換を行っている。また、指摘内容を職員間で共有し、意思疎通を図っている。

8 契約保証金に係る事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

空気除湿装置更新工事契約に係る履行保証保険契約が、工事契約日から6か月以上遅れてなされているものがあった。

(中部病院)

(2) 講じた措置の内容

職員に対し、指摘の内容について共有し再発防止の周知徹底を図った。指摘後、複数人での確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

9 地方自治法等で定める手続を行わずに会計年度をまたいでいたもの

(1) 指摘の内容

病院機能評価に関する業務委託契約について、債務負担行為等の手続を行わずに会計年度をまたいでいるものがあった。

(中部病院)

(2) 講じた措置の内容

職員に対し、指摘の内容について共有し再発防止の周知徹底を図った。指摘後、複数人での確認を

徹底するなど、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

10 決裁権者の押印がなかったもの

(1) 指摘の内容

資産の購入又は委託契約に係る支出負担行為書に決裁権者の押印がないものがあった。

(中部病院)

(2) 講じた措置の内容

職員に対し、指摘の内容について共有し再発防止の周知徹底を図った。指摘後、複数人での確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

11 公共工事における予定価格の設定が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

公共工事の発注者は、市場実態等を的確に反映した積算により算定した設計書金額に基づき予定価格を設定する必要があるが、その一部を控除して予定価格を設定しているものがあった。

(南部医療センター・こども医療センター)

(2) 講じた措置の内容

職員に対し、指摘の内容について共有し再発防止の周知徹底を図った。指摘後、複数人での確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

12 設計変更に係る工事費の算定が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

設計変更に係る工事費の算定について、建築工事特記仕様書では本工事の請負比率（元契約額÷元設計額）を変更設計額に乘じることとしていたが、これによらず、受注者が提出した見積書記載の金額で算定されているものがあった。

(南部医療センター・こども医療センター)

(2) 講じた措置の内容

職員に対し、指摘の内容について共有し再発防止の周知徹底を図った。指摘後、複数人での確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

【教育庁・教育機関】

1 旅費が不足払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

旅費の支給に当たって、宿泊料の算定を誤ったため、62,450円の不足払いとなっているものがあった。

(那覇西高等学校)

(2) 講じた措置の内容

旅費の不足分について、支給の処理を行った。指摘後、複数人での確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

2 公印の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

防火管理者選任（解任）届出書及び消防計画変更届出書について、決裁を受けずに、また、公印審査を経ないまま公印が使用され、文書が提出されているものがあった。

(辺土名高等学校)

(2) 講じた措置の内容

職員に対し、指摘の内容について共有し再発防止の周知徹底を図った。指摘後、複数人での確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

【警察本部・警察署】

1 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

(1) 指摘の内容

次のとおり収入未済額が前年度より増加しているものがあった。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増減率
放置駐車車両違反金	9,493,000円	7.0%	7.7%

(交通指導課)

(2) 講じた措置の内容

滞納者に対する財産調査や所在確認をするなど債権回収に努めた結果、令和6年度において、2,342,000円を回収するとともに、819,000円を不納欠損金として処理した。

2 契約書の内容が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

車両燃料及び部品取替等修理単価契約書の契約単価が、落札単価と異なっているものがあった。
(名護警察署)

(2) 講じた措置の内容

適正な契約とするため変更契約を行い、過払い分について返納の処理を行った。指摘後、複数人での確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

＜工事等に関する事項＞

(令和5年度監査結果報告分)

1 設計・施工・検査等で改善を要するもの

(1) 指摘の内容

ア 南風原知念線（第1トンネル）補修工事（R4）において、工事完了から1年以内であるにもかかわらず、トンネル中央上部の目地から漏水が確認された。再度の補修を検討する必要がある。

(南部土木事務所)

イ R3真栄里ダム改修工事（下流取付水路）において、工事発注前の現地確認不足や改修する護岸の範囲拡大に伴う工法見直しがなされなかったことなどにより、大幅な工期の延長が生じるとともに、変更後の契約金額が当初の258.7%増となっていた。今後は工事発注前の事前準備を十分に行い、工法見直し等に適切に対応できるよう努める必要がある。

(八重山土木事務所)

ウ 長田川取水ポンプ場取水堰建設工事において、当初設計における地質調査位置の検討が不十分であったことや、仮設土留工の設計不備などにより、大幅な工期の延長が生じるとともに、変更後の契約金額が当初の71.7%増となっていた。今後は適正な設計となるよう確認等を十分に行い、工事を発注する必要がある。

(企業局建設課)

(2) 講じた措置の内容

ア 指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、定期的に現場確認を行っているところであり、長寿化修繕計画に基づいて必要な修繕等を検討し、指摘事項の改善に努める。

イ 指摘後、工事発注前に調査設計の内容に疑義がないか、発注担当者に加え主任技師も確認を行うこととした。また現地確認にあたり、早期に取り組むなど余裕をもって事前確認を行うこととした。

ウ 指摘内容について周知徹底を図った。指摘後、水道設計業務委託標準仕様書等に基づき精査を行うとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

第2 財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

(令和4年度監査結果報告分)

1 会計事務に改善を要するもの

(1) 指摘の内容

公立大学法人沖縄県立芸術大学では、県の関係例規等を準用しているが、県の各手当の規則に定められている認定簿を整備していなかった。

(文化観光スポーツ部所管)

(2) 講じた措置の内容

公立大学法人沖縄県立芸術大学に対し、同法人の関係規程の改正等所要の対応を行うよう指導した。同法人では、適正な事務処理に資するため、関係規程の改正を行い、所定の様式を整備した。

2 公の施設の管理に改善を要するもの

(1) 指摘の内容

ア 名護中央公園管理共同企業体（名護中央公園）では、基本協定書第24条により県から無償貸与されている備品について、経年劣化等により使用できないものがあつたほか、県及び指定管理団体とも、貸与備品一覧と照合していないものがあつた。また、県において、貸与備品への物品管理シールの貼付がなされていないものがあつた。

(土木建築部所管)

イ 沖縄文化スポーツイノベーション株式会社（浦添大公園及び中城公園）では、基本協定書（浦添大公園第24条、中城公園第26条）により県から無償貸与されている物品について、経年劣化等により使用できないものがあつたほか、県及び指定管理団体とも、貸与備品一覧と照合していないものがあつた。

(土木建築部所管)

ウ 公益社団法人うるま市シルバー人材センター（沖縄県立石川青少年の家）では、基本協定書第29条により県から無償貸与されている備品について、経年劣化等により使用できないものがあつたほか、県及び指定管理団体とも、貸与備品一覧と照合していないものがあつた。

また、指定管理料で購入した備品について、同協定書第30条で定める備品台帳が作成されていなかった。（教育庁所管）

(2) 講じた措置の内容

ア 名護中央公園管理共同企業体及び県双方で貸与備品と貸与備品一覧の照合を行うとともに、備品の適正管理について改めて周知徹底を図っている。また、経年劣化により使用できない貸与備品については、県において令和8年度以降に廃棄に係る予算を計上し、処分する予定である。

イ 沖縄文化スポーツイノベーション株式会社及び県双方で貸与備品と貸与備品一覧の照合を行うとともに、備品の適正管理について改めて周知徹底を図っている。また、経年劣化により使用できない貸与備品については、県において令和8年度以降に廃棄に係る予算を計上し、処分する予定である。

ウ 公益社団法人うるま市シルバー人材センター及び県双方で貸与備品と貸与備品一覧の照合を行うとともに、備品の適正管理について改めて周知徹底を図っている。経年劣化により使用できない貸与備品については、県において令和7年度予算で廃棄に係る費用を計上し、処分する予定である。

また、同法人では指定管理料で購入した備品について、基本協定書第30条に基づく台帳を作成した。

（令和5年度監査結果報告分）

1 会計事務等に関するもの

(1) 指摘の内容

ア 会計事務に改善を要するもの

(ア) 公益財団法人沖縄科学技術振興センターでは、県の関係例規等を準用している旅費の支給において、支給対象になっていない特別席料金40,798円を別途追加支出していた。（企画部所管）

(イ) 公立大学法人沖縄県立看護大学では、通勤手当の認定について、決裁を経ていないものがあつた。（保健医療介護部所管）

(ウ) 沖縄空手振興ビジョン推進パートナーズ（沖縄空手会館）では、次のとおり契約事務が適正ではなかった。

a 保安警備業務委託、事業系一般廃棄物の収集・運搬業務委託及び無線LAN環境整備・保守管理委託の契約において、事前承認手続を経ずに、再委託を行っていた。

b 保安警備業務委託では、契約上、甲（指定管理者）からの委託業務完了の合格通知を受領後、乙（再委託先）は委託料の支払を請求することとなっているが、甲は当該合格通知を作成しておらず、乙も合格通知の受領をせず委託料の支払を請求していた。

（文化観光スポーツ部所管）

(エ) 安座真海浜公園運営企業体（中城湾港安座真海浜公園）では、次のとおり契約事務が適正ではなかった。

a 浄化槽維持管理業務委託において、契約上、受託者による委託料の請求は、年の作業履行後とされているが、月締めでの請求、支払が行われていた。

b 夜間警備業務（機械警備）委託において、令和5年度の途中から委託先を変更しているが、契約書が未作成だった。また、基本協定書第19条の規定に基づく県への再委託変更承認手続が行われていなかった。

c 廃棄物の収集・運搬業務委託において、契約書が未作成だった。また、基本協定書第19条の規定に基づく県への再委託変更承認手続が行われていなかった。（土木建築部所管）

イ 徴収に努力を要するもの

(ア) 沖縄県住宅供給公社では、賃貸住宅等に係る家賃等の令和5年度末の未収金が50,923,781円となっており、前回監査時点（令和3年度）より4,446,967円減少しているが、依然として多額となっていた。（土木建築部所管）

- (イ) 公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団では、高等学校奨学金事業に係る令和5年度の滞納額が19,531,825円となっており、前年度より602,669円減少しているが、依然として多額となっていた。

また、高校育英貸与奨学金事業に係る滞納額が、前年度より3,066,315円増加し、143,674,406円となっていた。(教育庁所管)

ウ 基本財産に関する事務に改善を要するもの

沖縄県住宅供給公社では、基本財産の額から事業資金として運用することができる額を差し引いた残額152,500,000円について、定款第19条第3項の規定により、安全かつ確実な方法により管理する必要があるが、管理状況が不明確であった。(土木建築部所管)

(2) 講じた措置の内容

ア 会計事務に改善を要するもの

(ア) 公益財団法人沖縄科学技術振興センターに対し、同法人の規程に基づき適切に対応するよう指導した。同法人では、適正な事務処理に資するため、準用する県の規程を参考に旅費を増額支給する際の手続を整備した。

(イ) 公立大学法人沖縄県立看護大学に対し、同法人の規程に基づき適正に処理するよう指導した。以後、同法人では適正な事務処理に努めている。

(ウ) 沖縄空手振興ビジョン推進パートナーズに対し、基本協定書に基づき、契約事務を適正に処理するよう指導した。同法人では、基本協定書等に基づき県への再委託承認手続を行い、また契約変更により支払を月払に変更するなど、適正な事務処理に努めている。

(エ) 安座真海浜公園運営企業体に対し、基本協定書に基づき、契約事務を適正に処理するよう指導した。同企業体では、基本協定書等に基づき県への再委託変更承認手続を行い、また契約変更により支払を月払に変更するなど、適正な事務処理に努めている。

イ 徴収に努力を要するもの

(ア) 沖縄県住宅供給公社に対し、未収金縮減に向けて対策を講ずるよう指導した。同社では、引き続き、同公社債権管理マニュアルに基づく催促等を徹底して行うとともに、家賃債務保証制度の活用等により未収金の縮減に努めている。

(イ) 公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団に対し、未収金縮減に向けて対策を講ずるよう指導した。同法人では、返還期間や返還猶予制度の見直しなどについて引き続き意見交換等を行うとともに、債権回収業者の活用等により未収金の縮減に努めている。

ウ 基本財産に関する事務に改善を要するもの

沖縄県住宅供給公社に対し、同社の定款に基づき適正に管理するよう指導した。同社では運用可能額を除く基本財産152,500,000円について、令和7年2月から定期預金により適正に管理している。

2 公の施設の管理に関するもの

(1) 指摘の内容

ア 沖縄空手振興ビジョン推進パートナーズ（沖縄空手会館）では、基本協定書第31条により県から無償貸与されている備品について、県及び指定管理団体とも、貸与備品一覧と照合していないものがあった。(文化観光スポーツ部所管)

イ 一般財団法人沖縄美ら島財団（沖縄県立博物館・美術館）では、次のとおり公の施設の管理が適正ではなかった。

(ア) 基本協定書第32条により県から無償貸与されている備品について、県及び指定管理団体とも、貸与備品一覧と照合していないものがあった。

(イ) 防災センター設置の防犯カメラのモニター1台が故障しているが、修繕、取替が行われていなかった。

(ウ) 貸出施設の一部（講座室、講堂、県民アトリエ等）について、消防から消防法施行令別表第1で定める用途が、届出と異なる用途で判定されたが、同判定に対する対応がなされていない。(文化観光スポーツ部所管)

(2) 講じた措置の内容

ア 沖縄空手振興ビジョン推進パートナーズ及び県双方で貸与備品と貸与備品一覧の照合を行うと

もに、備品の適正管理について改めて周知徹底を図っている。

イ 一般財団法人沖縄美ら島財団に対し、基本協定書に基づき、貸与備品を適正に管理するよう指導した。同法人及び県では、貸与備品と貸与備品一覧の照合を行った。また、県においては令和7年度予算で防犯カメラのシステムを更新する予定である。貸出施設の一部については、届出をした博物館、美術館の用途に限定して使用すること等により、消防の了解が得られた。

第3 行政監査の結果に基づき講じた措置

(令和5年度監査結果報告分)

1 施設の管理について

(1) 指摘の内容

ア 建築基準法第12条第2項に基づく点検について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第2項の規定に基づき、特定建築物の所有者又は管理者である都道府県の機関の長は、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員による当該特定建築物の敷地及び構造について、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検（以下「建築物点検」という。）を実施しなければならないが、建築物点検を実施していない施設があった。

地方公共団体として、法令を遵守すべきであることに加え、建築基準法の趣旨や、自主点検の実施状況、県有施設における重大事故の発生、建築行政を執行する特定行政庁としての責任等も踏まえ、建築物点検を実施していない施設管理者等においては、速やかに点検を実施していただきたい。

イ 建築基準法第12条第4項に基づく点検について

建築基準法第12条第4項の規定に基づき、特定建築設備等の所有者又は管理者である都道府県の機関の長は、一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備等検査員による特定建築設備等の損傷、腐食その他の劣化の状況の点検（以下「設備点検」という。）を実施しなければならないが、設備点検を実施していない施設があった。

地方公共団体として、法令を遵守すべきであることに加え、建築基準法の趣旨や、自主点検の実施状況、県有施設における重大事故の発生、建築行政を執行する特定行政庁としての責任等も踏まえ、設備点検を実施していない施設管理者等においては、速やかに点検を実施していただきたい。

(2) 講じた措置の内容

ア 建築物点検を実施していなかった72施設のうち、69施設が令和6年度までに建築物点検を実施済みであり、残る3施設については令和7年度予算に委託費を計上し、建築物点検に向けた準備を進めている。

イ 設備点検を実施していなかった68施設のうち、61施設が令和6年度までに設備点検を実施済みであり、残る7施設については令和7年度予算に委託費を計上し、設備点検に向けた準備を進めている。

沖縄県総務部総務私学課

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号

電話番号 098-866-2074